

泉南市教育委員会後援名義の使用の承認に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、教育、学術、文化、スポーツ等の普及及び振興に寄与し、公共の利益に資すると認められる事業に対する、泉南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の後援名義の使用の承認について、必要な事項を定めることを目的とする。

(申請)

第2条 その主催する事業等（以下「申請事業」という。）について教育委員会の後援名義の使用の承認を受けようとする者（以下「主催者」という。）は、泉南市教育委員会後援名義使用承認申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。ただし、教育委員会が特に認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

- (1) 事業計画書、開催要項その他事業の概要を記載した書類
- (2) 主催者の規約、会則、定款その他これらに類するもの
- (3) 役員名簿
- (4) 収支予算書
- (5) 事業等の実施場所における保健衛生及び災害防止対策に関する書類
- (6) 宛名を記入し切手を貼付した返信用封筒
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるもの

(承認の要件)

第3条 後援等の名義使用の承認は、次に掲げる要件を満たす場合に行うものとする。

- (1) 事業の主催者が次のいずれかに該当する団体であるとき。
 - ア 官公署
 - イ 公益的法人及びこれに準ずる団体（ただし、宗教法人及び泉南市暴力団排除条例（平成25年泉南市条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者が構成員である団体を除く。）
 - ウ その他教育委員会が後援等の名義使用の承認を行うに当たり、特に相当と認めた団体
- (2) 事業の内容が次の全てに該当するものであるとき。
 - ア 公序良俗に反しないものその他社会的に非難を受けるおそれのないもので、教育、学術、文化、スポーツ等の普及及び振興に寄与するとともに、公益性があるものであること。
 - イ 宗教的又は政治的色彩を有していないものであること。
 - ウ 私的な利益を目的としていないものであること。
 - エ 本市の行政運営に関する方針に反しないものであること。

オ 原則として、市民を対象として行うものであること。

カ 原則として、泉南市内で開催されるものであること。

キ 泉南市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められないこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、次に該当するものであるとき。

ア 主催者の存在が明確で、事業遂行能力が十分であると判断されるものであること。

イ 役員その他事業関係者が信用し得る者であること。

ウ 講習会等にあつては、その講師等が、事業目的に照らして適切な者であること。

エ 事業の開催に当たり、公衆衛生、災害防止等の観点から、十分な措置が講じられているものであること。

オ 入場料、参加料等が、事業に要する経費を勘案して適切なものであること。

カ 事業の開催に当たり参加者に配布する物品の内容が前号ア、イ及びエに掲げるものであること。

キ 過去に第5条の規定による報告書の提出等承認条件を適切に履行している団体

2 教育委員会は、前項の規定による承認をした場合にあつては泉南市教育委員会後援名義使用承認通知書（様式第2号）により、前項各号に該当しない場合にあつては泉南市教育委員会後援名義使用不承認通知書（様式第3号）により、主催者に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第4条 前条の規定による承認を受けた主催者（以下「後援名義使用者」という。）は、申請事業の内容をやむを得ず変更しようとするときは、変更内容を記載した書面に、変更後の事業計画書、収支予算書等の書類を添えて、あらかじめ教育委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

(実績報告書の提出)

第5条 後援名義使用者は、申請事業が終了したときは、その終了した日から1カ月以内に、泉南市教育委員会後援名義使用報告書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 申請事業の実施に際し配布し、又は掲示した開催要項、プログラム、ポスター等

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(承認の取消等)

第6条 教育委員会は、後援名義の使用を承認した後、次のいずれかに該当する場合は、主催者に対し、当該理由を明記した書面により通知し、当該承認を取り消すことができる。

- (1) 第3条で定める要件を満たさなくなったと認められるとき。
 - (2) 申請書類等の内容と著しい相違が認められるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が後援名義の使用に不相当と認める行為があったとき。
- 2 前項の規定により承認が取り消されたことで主催者に損害が生じた場合、当該損害は主催者が負うものとし、教育委員会はその責めを負わない。
 - 3 第1項の規定により承認が取り消されたことで教育委員会に損害が生じた場合、当該損害は主催者が負うものとする。
 - 4 第1項各号の規定に該当する主催者に対し、教育委員会は、以後の申請に対して承認しないことができる。

(教育委員会の免責)

第7条 教育委員会は、教育委員会が後援を行った事業等において発生した事故等に対し、その責めを負わない。

(その他)

第8条 後援名義の使用の承認について、この要領に定めのない事項は、教育委員会が決定する。

附 則

この要領は、令和5年1月19日から施行する。

この要領は、令和5年7月1日から施行する。